

○筑波大学附属図書館諸料金に関する細則

平成16年4月1日
法人細則第4号

改正 平成16年法人細則第 7号

平成18年法人細則第 2号

平成19年法人細則第 6号

平成27年法人細則第 3号

平成30年法人細則第 1号

令和 7年法人細則第20号

筑波大学附属図書館諸料金に関する細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、筑波大学附属図書館規則（平成16年法人規則第22号）第7条の規定に基づき、附属図書館において徴収する料金の額を定めるものとする。

(文献複写等に係る料金)

第2条 文献複写に係る料金の額は、次の表のとおりとする。

事項		料金単価 (消費税込)	
電子複写方式による複写料金	白黒	セルフサービスによる複写	1枚 10円
		職員による複写	学外者 1枚 60円
		学内者 (筑波大学附属図書館利用規程 (平成16年法人規程第37号。第3条において「規程」という。) 第3条第1号から第3号までに規定する者をいう。以下同じ。)	1枚 20円
	カラー	セルフサービスによる複写	1枚 70円
		職員による複写	学外者 1枚 120円
		学内者	1枚 90円
e-DDSサービスによる複写料金	職員による複写	学内者	1枚 20円

遠隔複写PDF送信サービスによる複写料金	職員による複写	学内者	1枚	50円
マイクロリーダプリンターによる複写料金	セルフサービスによる複写		1枚	20円
	職員による複写	学外者	1枚	70円
		学内者	1枚	20円

- 2 文献複写に係る送料については、実費を徴収するものとする。
- 3 遠隔複写PDF送信サービスに係る補償金については、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条第5項に規定する相当な額を実費として徴収するものとする。
- 4 セルフサービスによる文献複写のためのコピーカード料金については、実費を徴収するものとする。
- 5 現物貸借に係る料金は無料とし、資料貸出に係る送料の実費を徴収するものとする。

(学外者利用証発行に係る料金)

第3条 学外者利用証を発行できる学外者は、規程第3条第4号及び第5号に規定する者並びに第9号に規定する者のうち特に附属図書館長が認めた者とする。

- 2 学外者利用証の発行に係る料金の額は、規程第3条第4号及び第5号に規定する者については無料とし、同条第9号に規定する者のうち特に附属図書館長が認めた者については、次の表のとおりとする。

事 項	料金単価 (消費税込)	
新規発行時	1 件	1, 100円
更新発行時 (紛失又は破損時の再発行を含む。)	1 件	500円

- 3 学外者利用証の有効期間は発行日から1年間とし、申請があった場合には更新することができる。

附 則

この法人細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平16. 4. 22法人細則7号)

この法人細則は、平成16年4月22日から施行する。

附 則 (平18. 3. 9法人細則2号)

この法人細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平19. 3. 16法人細則6号)

この法人細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平27. 3. 3法人細則3号)

この法人細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平30. 1. 25法人細則1号）

この法人細則は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（令7. 12. 18法人細則20号）

この法人細則は、令和7年12月18日から施行する。